

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（中目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）6 月 7 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 9 号及び 同第 21 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 熊本市西区河内町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 12 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 熊本市西区沖新町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 12 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 熊本市南区畠口町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 12 号、 同第 13 号及び 同第 21 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	4 隻	1 熊本市南区畠口町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 15 号、 及び同第 21 号 共同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区海路口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	中目流し網 漁業	有共第 15 号、 及び同第 21 号 共同漁業権漁 場内	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区川口町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年（2022 年）6 月 8 日から令和 4 年（2022 年）6 月 16 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 5 年（2023 年）11 月 30 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、5 センチメートル以上、9 センチメートル未満でなければならない。

エ 網丈は、7 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。